

# 島根県DV対策基本計画 (第2次改定版)

平成23年3月

島 根 県

## はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で、個人の尊厳を侵し、男女共同参画社会の理念に反する行為です。また、島根県が目指す「県民誰もが誇りと自信の持てる、活力ある島根」の実現を図っていく上で、克服すべき重要な課題の一つです。

島根県では、平成20年3月に「島根県DV対策基本計画(改定版)」を策定し、DV(配偶者等からの身体的・精神的・性的暴力)の根絶と、DV被害者を保護し、その自立を支援するための取組を進めて参りました。

しかしながら、依然として、DVを主訴とする相談件数は高い水準で推移しており、近年は、交際相手からの暴力(デートDV)の増加など、新たな課題が生じています。

平成22年度は、現計画の最終年にあたることから、このたび、現状、課題、今後の取り組むべき施策を明らかにした「島根県DV対策基本計画(第2次改定版)」を策定いたしました。この新たな計画では、基本目標ごとに「数値目標」を設定し、効果的に施策を推進していくこととしています。

今後は、この計画に基づき、県民の皆様をはじめ、市町村や関係機関、関係団体等と連携、協働しながら、配偶者からの暴力のない、そして、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会の実現に向け、取り組んで参ります。皆様方には、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに、本計画の改定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

島根県知事 溝口 善兵衛

# 目 次

第1章 計画の改定にあたって	1
1. 改定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
第2章 本県のDV対策の現状	2
1. 組織	2
2. DV被害者に対する支援の状況	2
3. 県民のDVに関する意識	4
第3章 基本理念	6
1. 基本理念（目指す方向）	6
2. 基本的な考え方（基本的視点）	6
3. 基本目標	6
4. 計画の体系	7
5. 被害者支援の仕組み（関係機関の関わり）	8
第4章 DV対策に係る施策の展開	9
基本目標Ⅰ 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現	9
基本目標Ⅱ 適切な相談の実施	12
基本目標Ⅲ 被害者の緊急かつ安全な保護の実施	15
基本目標Ⅳ 被害者の自立支援	18
基本目標Ⅴ 関係団体との連携等	20
第5章 計画の推進	22
1. 全庁的な推進	22
2. 関係機関、民間団体との連携強化	22
3. 計画の進行管理	22

## 【資料編】

島根県DV対策基本計画策定委員会設置要領	1
改定スケジュール	3
女性相談の実施状況	4
配偶者暴力事案の対応状況（島根県警察本部）	6
保護命令の発令件数	8
男女共同参画に関する県民の意識・実態調査（平成21年度島根県）抜粋	9
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	12
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）	22

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1. 改定の趣旨

配偶者からの暴力\*（以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。DVを含む女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識や人権軽視のなごり等、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われている。

中でもDVは、外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者には罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。また、

DVは心理的外傷を与えるなど子どもにも深刻な影響をもたらすため、「児童虐待防止法」に、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」行為は児童虐待であることが明確にされている。

さらに、DV被害者の多くは女性であり、DVは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取り組みが必要である。

島根県では、DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を本県の重点課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、県としてDV対策を総合的に実施することを目的に、「島根県DV対策基本計画」（平成17年7月策定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下法という）の改正を受けて、平成20年3月第1次改定）を策定し、関係機関と連携しながら、DV防止及び被害者の保護・支援等取り組んでいるところである

このたび、平成20年3月に改定したDV基本計画（改定版）の計画期間である3年を終了するにあたり、今までの取組状況を評価・総括し、課題を整理し、今後必要な取組を盛り込み、第2次改定をすることとした。

\*配偶者からの暴力法では「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としている。配偶者は、婚姻届出をしていないいわゆる「事実婚」や離婚後、引き続き暴力を受ける場合も含む。

## 2. 計画の性格

○法第2条の3第1項の規定に基づく法定計画である。

○本県におけるDV対策の施策の基本的方向と具体策を示すものである。

○この計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関、関係団体等においても、県と連携した積極的な取組みが実施されることを期待するものである。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から5年間とする。ただし、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととする。

## 第2章 鳥根県のDV対策の現状

### 1. 組織

鳥根県においては、DV防止法施行前は「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく女性相談等の女性保護事業を、県本庁、女性相談センターを中心に、川本を除く各健康福祉センター及び隠岐支庁(以下「健康福祉センター等」という。)において実施してきた。

平成13年の法の制定に伴い、女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけるとともに、健康福祉センター等に配置する女性相談員を女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)の兼務とすることにより、実質的に健康福祉センター等にも配偶者暴力相談支援センターの機能を付与してきた。

平成17年度からは、市町村合併による健康福祉センターの再編に伴い、女性相談窓口を健康福祉センターから各児童相談所に移し、併せてDV対策を含む女性保護事業の所管部を環境生活部から健康福祉部に移管した。

平成18年度には、東部地区での女性相談の増加に対応するため、それまで大田市にあった女性相談センターを松江市に設置した。それに伴い、中央児童相談所の女性相談窓口を女性相談センターに移し、大田市には女性相談センター西部分室(あすてらす女性相談室)を置くことで、県内全域の女性相談に対応している。現在、県の女性相談窓口は、鳥根県女性相談センター、同西部分室、出雲、浜田、益田児童相談所及び中央児童相談所隠岐相談室の6ヶ所がある。

DV被害者の自立支援については、関係機関の連携が不可欠であることから、平成14年度から弁護士会、医師会、地方法務局、民生児童委員協議会、警察本部、教育委員会等を構成員とする「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」を県及び各圏域に設置し、関係機関相互の連携の強化に努めてきた。

※配偶者暴力相談支援センター  
:配偶者からの暴力の防止、被害者の保護のための業務を行う施設で、都道府県又は市町村が設置する適切な施設において機能を果たすことができる。

業務内容

- ①相談、または女性相談員(相談機関)の紹介
- ②医学的・心理学的な指導その他の必要な指導
- ③一時保護
- ④自立支援のための情報提供等
- ⑤保護命令についての情報提供等
- ⑥保護施設についての情報提供等

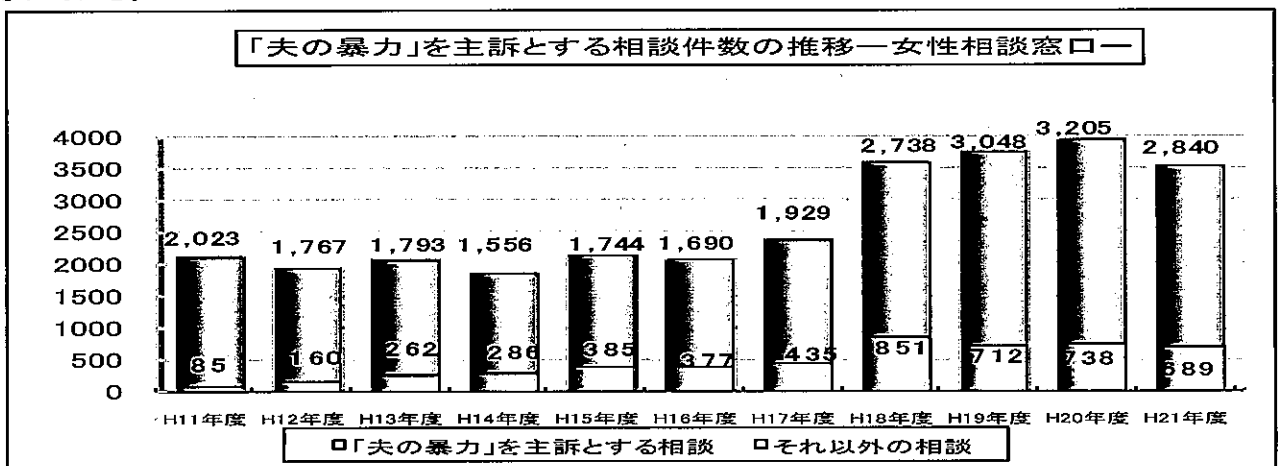
### 2. DV被害者に対する支援の状況

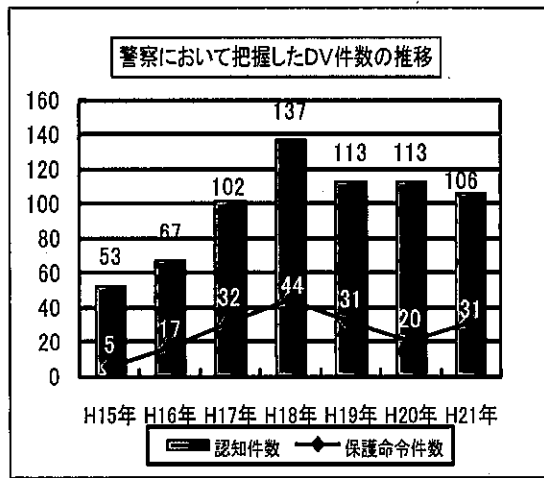
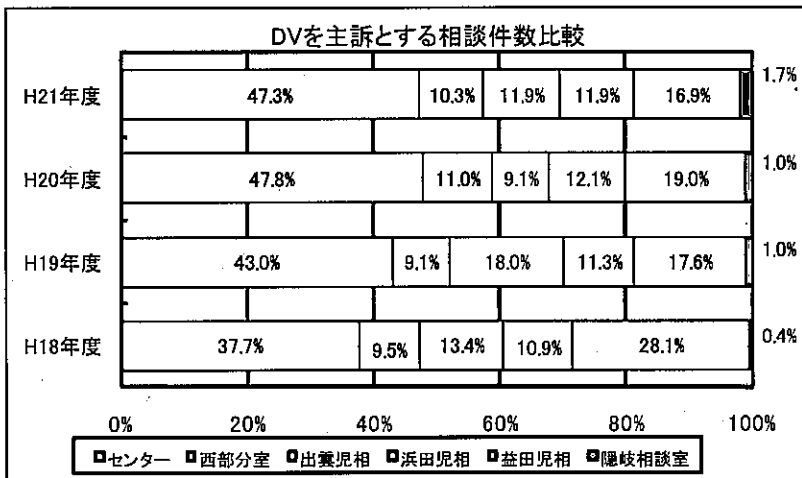
#### (1) 相談

県におけるDV相談は、女性相談センター及び各地域の女性相談窓口配置した女性相談員が対応するほか、警察でも、警察本部の警察相談センターや各警察署で受けている。

「夫の暴力」を主訴とするDV相談は、鳥根県女性相談センターが松江と大田の2ヶ所体制になったH18年度が延べ人数で851件とピークだったが、以降700件前後となっている。相談全体に占める割合は、ここ数年は約20%と高い水準で推移している。H18年度から増加し続けた全相談件数が、21年度には前年度比で約1割減となった。要因のひとつとして市町村窓口の充実も考えられることから、市町村における相談状況の把握の必要がある。

相談窓口においては、被害者の意思を尊重し、助言や各種施策の情報提供、関係機関の紹介等を行っている。

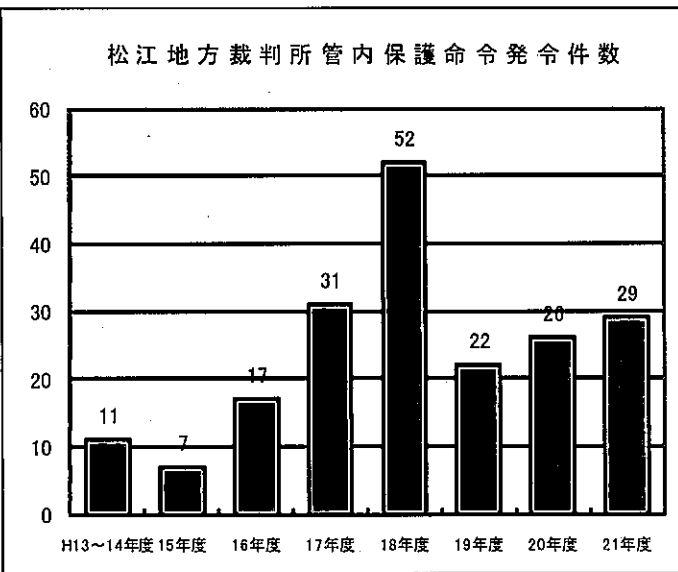
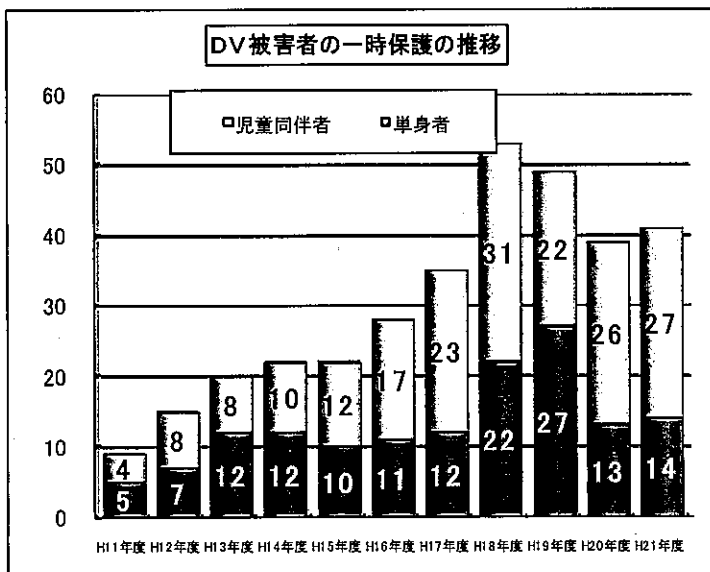




**(2) 一時保護**

被害者の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、女性相談センターが被害者及び同伴する家族の一時保護を行い、傷ついた心身や健康状態等を回復させるためのケア等必要な支援を実施している。「夫の暴力」を理由とする一時保護についても、相談件数と同様に、一時保護全体に占めるDVケースの割合はH18年度にピークで77.9%で、以降70パーセント前後となっている。また、児童を一時保護所に同伴する場合も多く、平成21年度においては6割強の被害者が児童を同伴していた。

また、場合によっては、民間シェルターや社会福祉施設等への一時保護委託を実施しているが、被害者の多様な状況に対応した適切な保護ができるよう、一時保護体制の充実を図る必要がある。  
 ※シェルター：配偶者からの暴力等から逃れる女性や子どもたちのための一時的な保護施設



**(3) 保護命令**

法が施行された平成13年10月から平成21年度末までに県内で発令された保護命令は195件である。このうち113件は、平成16年12月に施行された改正法に基づく「子への接近禁止命令」と併せて発令されたものであった。

DV被害者を緊急にかつ安全に保護するためには、一時保護と並んで保護命令の活用も有効であり、平成19年度にDV防止法の改正により保護命令制度が拡充されたことから、引き続き制度周知に努める必要がある。

また、警察は、被害者に対して防犯指導、防犯器具の貸し出し、パトロールの強化、さらには加害者に対する指導警告、場合によっては各種法令を適用しての検挙等、被害の防止措置に努めている。

DV被害者の安全を確保するためには、女性相談センター等と警察との一層の連携強化も重要である。

(4) 自立支援

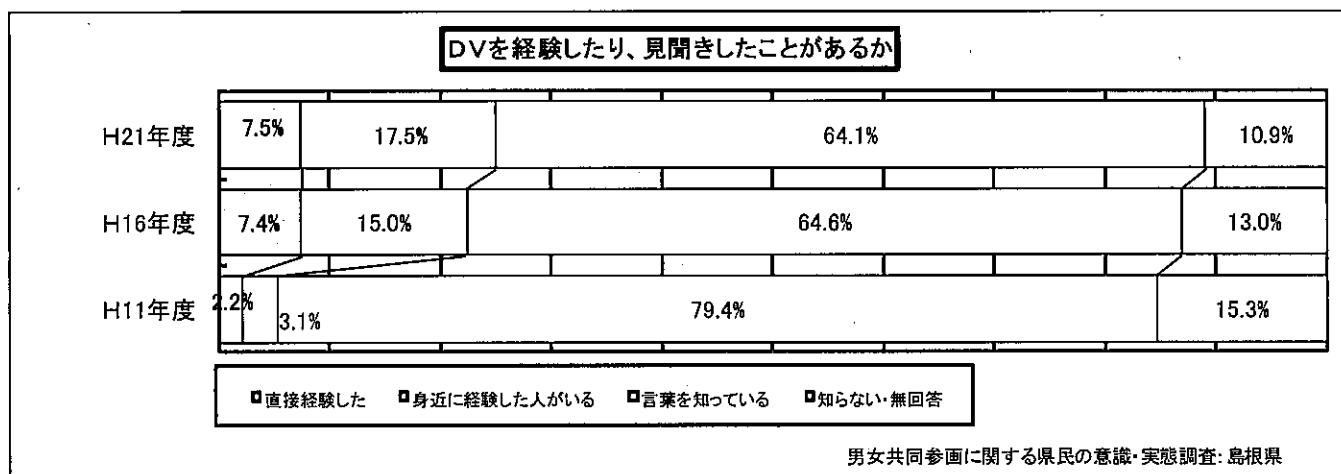
女性相談センターは、一時保護所を退所するDV被害者が自立して生活できるよう、関係機関と連携し、就業の促進、住宅の確保等の支援を行うとともに、継続して保護や支援が必要な被害者に対しては、母子生活支援施設等への入所調整を行っている。

一時保護所を退所した者の中で自立するまでの間、婦人保護施設や母子生活支援施設等の利用が必要な者については、個々の状況に応じ県内外の施設を利用した支援を行っている。平成17年度にはステップハウス（一時保護等の後、すぐに自立生活ができない被害者のための自立に向けた中間的な施設）の整備を行ったが、引き続き施設での支援が必要な被害者に対して、長期保護施設等のDV被害者が自立するまでを中・長期的に支援できる体制の整備が課題である。

また、平成20年度には、女性相談センターで一時保護したDV被害者等が経済的に自立し安定した生活を営めるよう支援するため「DV被害者等自立支援金貸付制度」を創設した。

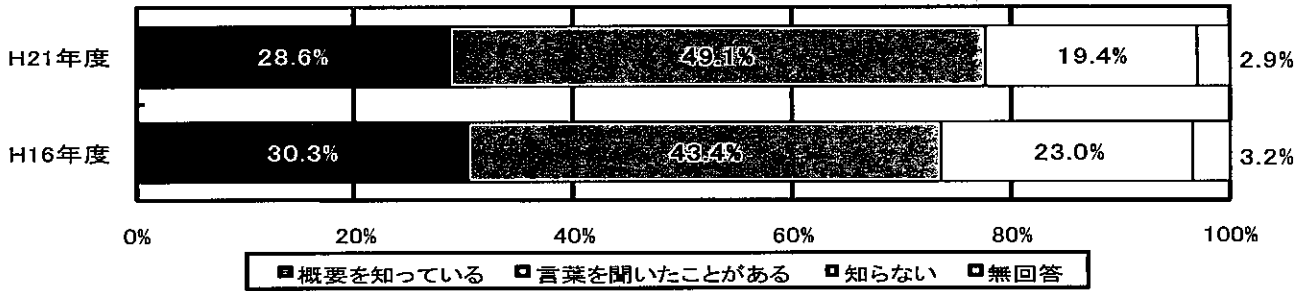
### 3. 県民のDVに関する意識

平成21年度に本県が実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（島根県内に居住する満20歳以上の男女2000人を抽出（有効回収率49.6%））の結果によると、「夫婦や恋人・パートナーの間での暴力について経験したり見聞きしたことがあるか」という設問に対し、「直接経験したことがある」は7.5%、「自分のまわりに経験した（している）人がいる」は17.5%で、これらを合わせた自分や自分のまわりでのDV経験者は25.0%であった。これに、「一般的な知識として知っている」52.5%、「DVという言葉を知ったことはある」11.6%（計64.1%）を加えた、DVを経験したり見聞きした人の合計は89.1%であり、DVに対する認知度はかなり高いと言える。



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度」については、「概要を知っている」が28.6%、「言葉を知ったことはある」が49.1%、「知らない」が19.4%であった。年齢・性別に見ると、40代女性の9割が「概要を知っている」又は「言葉を知ったことがある」と答えており、意識の高さが窺える。

### DV防止法の認知度

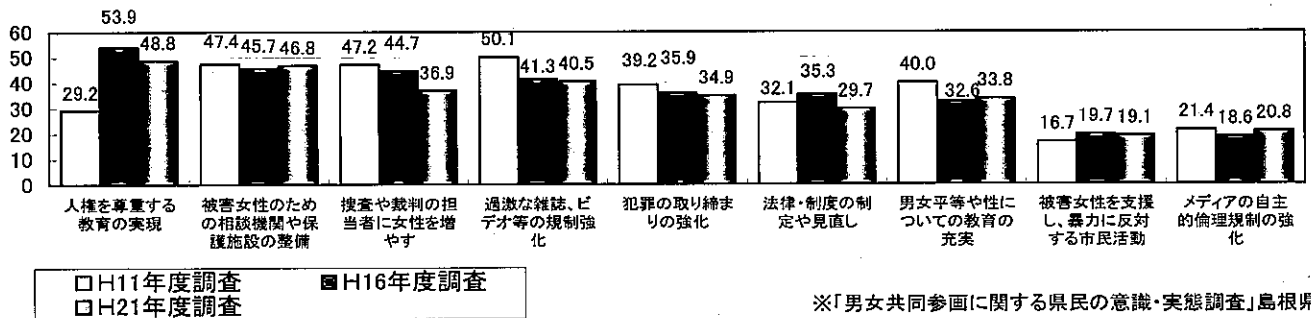


「男女共同参画に関する県民の意識実態調査」島根県

「女性への性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、暴力などをなくすためにはどうしたらよいか」（複数回答）の設問に対して、「人権を尊重する教育を学校・地域・家庭で充実させる」（48.8%）、「被害女性のための相談機関や保護施設などを整備する」（46.8%）、「過激な内容の雑誌、ビデオ、ゲームソフトなどの販売や貸し出しを制限する」（40.5%）等の回答が多かった。一方で、「被害女性を支援し、暴力に反対する市民活動・市民運動を盛り上げる」という回答は2割に満たず、地域ぐるみで取り組もうとする気運は必ずしも育っていないと言える。

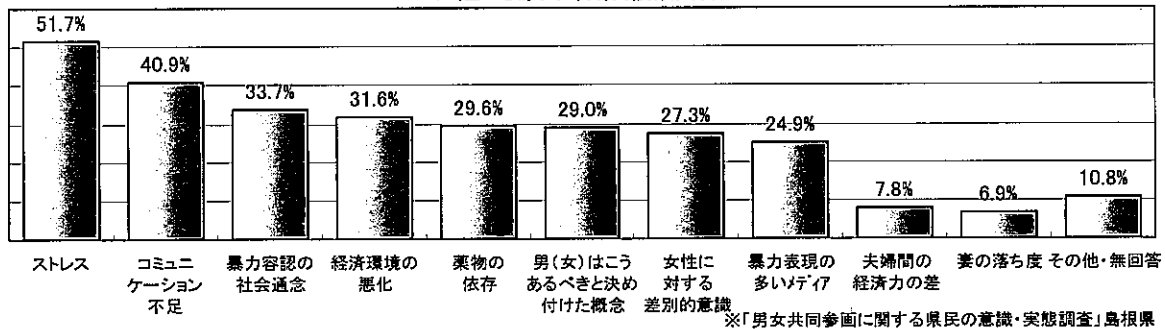
平成21年度の「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」で初めて「DVが起こる背景や要因はなんだと思うか（複数回答）」という設問を行ったが、「現代はストレスが大きいから」（51.7%）の回答が最も高く、「コミュニケーションがちゃんととれていないから」（40.9%）「DVは犯罪であり人権侵害であるという意識が低く、DVを容認する社会通念があるから」（33.7%）となっており、意識啓発の取組を引き続き行なうことが必要である。

### 女性への暴力をなくす方策（複数回答）



※「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」島根県

### DVが起こる原因・背景（複数回答）



※「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」島根県

## 第3章 基本理念

### 1. 基本理念（目指す方向）

男女の人権が尊重され、一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会の実現は、県民の願いである。この計画では、市町村、関係機関、関係団体、県民と協力し、次のような社会を目指すことを基本理念とする。

- 配偶者からの暴力のない社会
- 配偶者から暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- 配偶者から暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

### 2. 基本的な考え方（基本的視点）

DV対策を推進するに当たっては、DV被害者の人権を尊重した適切な対応やDVに対する県民の正しい理解を促進するとともに、関係機関等との連携によるDV防止等の施策を総合的に実施する必要がある。

DV対策を総合的に推進するための基本計画の策定に当たって、「基本的な考え方」（基本的視点）を次のとおりとする。

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立支援は国及び地方公共団体の責務であること。

### 3. 基本目標

DV防止並びに被害者の適切な保護及び自立支援を図るための施策を実施するに当たり、次のとおり基本目標を定める。

- I. 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現
- II. 適切な相談の実施
- III. 被害者の緊急かつ安全な保護
- IV. 被害者の自立支援
- V. 関係機関との連携等

## 4. 計画の体系

### 基本目標Ⅰ：配偶者からの暴力を容認しない社会の実現

重点目標1	暴力を容認しない社会の実現に向けた教育・啓発の充実	施策	①県民への啓発・広報の充実 ②市町村等に対する働きかけの実施 ③学校・地域・家庭での教育の充実 ④職員等に対する研修の充実
重点目標2	加害者更生と予防に係る取組み	施策	①加害者更生等に関する情報収集 ②加害防止のための広報啓発 ③加害者相談のあり方の検討
重点目標3	若年層への予防啓発	施策	①学校等における教育の充実 ②若年層への意識啓発 ③民間団体等との連携の検討

### 基本目標Ⅱ：適切な相談の実施

重点目標4	相談担当者（相談員、相談担当職員）の資質向上	施策	①女性相談担当者・警察相談担当者等に対する研修の充実 ②女性相談担当者に対するケア体制の充実
重点目標5	相談体制の強化	施策	①女性相談センター、児童相談所等の相談体制の充実 ②市町村における女性相談体制の充実 ③加害者相談のあり方の検討（再掲）
重点目標6	被害者への適切な対応のための研修等の充実	施策	①職務関係者への研修の実施等 ②関係者用対応の手引きの改定 ③通報等についての医療関係者への周知 ④DV支援ボランティアへの研修機会の提供

### 基本目標Ⅲ：被害者の緊急かつ安全な保護の実施

重点目標7	移送体制の充実	施策	①被害者の安全な移送の実施
重点目標8	一時保護体制の充実	施策	①一時保護体制の充実 ②同伴児への支援体制の充実
重点目標9	一時保護所退所後の施設における保護	施策	①長期保護が必要な被害者に係る検討 ②市町村等との連携強化 ③母子生活支援施設等社会福祉施設での支援の充実
重点目標10	保護命令に対する適切な対応	施策	①被害者に対する適切な情報提供、対応の実施

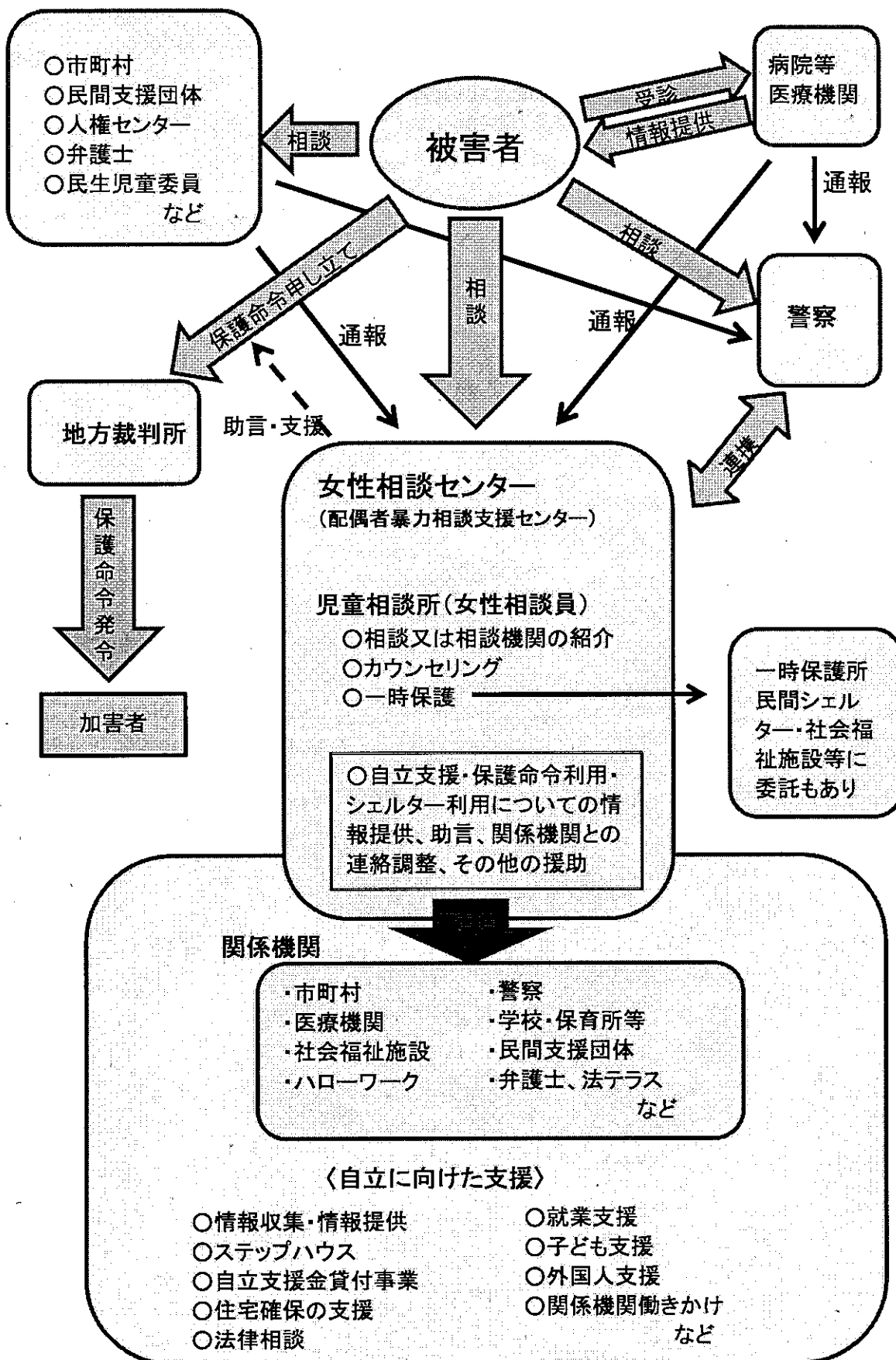
### 基本目標Ⅳ：被害者の自立支援

重点目標11	自立支援の充実	施策	①被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 ②ステップハウスによる適切な支援 ③自立支援金貸付制度による支援の充実 ④福祉制度を活用した支援の充実 ⑤住宅確保に係る支援の充実 ⑥就業支援の充実 ⑦子どもに対する支援の充実 ⑧関係機関への働きかけ ⑨外国人に対する支援策の充実
--------	---------	----	--

### 基本目標Ⅴ：関係団体との連携等

重点目標12	民間シェルター・NPO等民間団体への支援・連携強化	施策	①民間団体の育成等 ②NPO等民間団体との協働による事業実施 ③被害者同士が互いに共感しながら支え合う自助グループへの支援
重点目標13	関係機関との連携	施策	①女性に対する暴力対策関係機関連絡会の充実 ②市町村、関係機関等との連携強化 ③市町村に対する働きかけの強化 ④その他の関係機関との連携強化 ⑤他の都道府県との連携強化
重点目標14	苦情処理体制の確立	施策	①苦情に関する業務改善に向けた対応 ②苦情処理制度の周知 ③関係機関への働きかけ

## 5. 被害者支援の仕組み（関係機関の関わり）



## 第4章 DV対策に係る施策の展開

### 基本目標1 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現

DVは、被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身への有害な影響が及ぶこともあるにもかかわらず、家庭という密室で行なわれる暴力のため、外部から発見されにくいという特性があり、社会的にも、個人や家庭の問題として矮小化される傾向がある。また被害者自身も「自分さえ我慢すれば」と忍従を重ねたり、身内に相談しても世間体を気にして我慢を強いられたりすることもある。

また、内閣府や民間の調査により若年層においても交際相手からの暴力「デートDV」の被害が広がっていることが、分かってきた。

DVのない社会を実現するためには、県民一人ひとりが、DVに関する正しい理解を深め、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、DVを根絶する社会的気運を醸成することが必要である。

また、DVの再発を防止するためには、加害者自身にDVに対する責任を認識させるとともに、再び暴力を振わないようにするための教育的な働きかけも重要である。

#### 【数値目標】

目標項目	現状値	平成27年度目標
DV防止法の認知度	77.7%	82.0%

「島根県男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(平成21年度)

「概要を知っている」「聞いた事がある」の合計

### 重点目標1 暴力を容認しない社会の実現に向けた教育・啓発の充実

#### 【現状及び課題】

○県民に対してはパンフレット等により啓発を行っているほか、11月12日からの「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、県立男女共同参画センター「あすてらす」の事業と連携した講演会の実施、12月4日からの人権週間における広報、女性相談センター等職員による出前講座等を行っており、徐々に意識は高まっているが、引き続き積極的な啓発活動を展開する必要がある。

○法においては、配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならない旨が規定(法第6条第1項)されているところでもあり、県民一人ひとりが法の趣旨を十分理解する必要がある。

○学校・地域等においては、「人権教育指導資料」に基づき人権教育を推進しているが、指導者・研修担当者への研修を始め、今後とも、一層の充実を図ることが必要である。

○DV・児童虐待・高齢者虐待を家庭の中の暴力として包括的に捉え、啓発する必要がある。

#### 【今後の具体的施策】

##### ①県民への啓発・広報の充実

- ・DVに関する正しい理解のもと、DVが家庭の中の暴力の一つとして、自分の身近にある重大な人権問題であることを認識し、通報等DV被害者に対する協力が得られるよう、県民を対象とした講演会を実施するとともに地域の婦人会・PTAなど各種団体の研修の機会を捉えて啓発・広報を積極的に行う。
- ・島根県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点に、女性に対する暴力の根絶に向け広報

啓発等を実施する。

- ・ホームページや広報誌への掲載やリーフレットの配布、相談カードの配置でDV相談窓口の周知を行い、特に相談カードについては、その内容についての充実及び配置場所の拡大に努める。
- ・市町村や関係機関、各種団体等に対しては、県が必要な研修を実施し、参加を呼びかける。
- ・DV家庭で育つことは子どもにとって心理的虐待であることから、児童虐待の視点からの啓発を行う。
- ・県内の在住外国人に対して、外国語パンフレットの作成や関係機関と連携した情報提供を行う。
- ・視覚障がい者情報提供施設での点字等による情報提供、障がい者団体等の研修会を通じた啓発広報資料等による情報提供を行う。
- ・DV予防のためには、若いときからのDVに対する認識が必要であることから、若年層を対象とした啓発を行う。

#### ②市町村等に対する働きかけの実施

- ・市町村に対し、DV対策基本計画の策定を積極的に働きかける。
- ・市町村等に対して、住民へのDVに関する啓発や広報を行うよう働きかける。特に「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は集中的な啓発を呼び掛け、気運の醸成に努める。

#### ③学校・地域・家庭での教育の充実

- ・各学校等において、男女共同参画関連機関や女性相談センター等とも連携しながら、人権尊重の態度や、性別に関わりなくあらゆる分野で社会活動ができる意識の育成等、子どもの発達段階に応じた学習活動に取り組み、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図る。特に高校等においては、デートDVについても学習する。
- ・社会教育指導者に人権研修を行い、地域での学習機会の充実を図る。

#### ④職員等に対する研修の充実

- ・DVに対する正しい理解を図るための教職員研修を行う。
- ・人権・同和問題職場推進員研修において、DVをはじめとした人権問題についての研修を実施し、各職員への意識啓発を図る。

## 重点目標 2 加害者更生と予防に係る取組み

### 【現状及び課題】

- DVの再発を防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者に自らの責任を認識させ、更生させるための指導が重要であり、今後、加害者更生の取組みを進めていくことが必要であるが、現状では、有効な指導方法等が確立されていない。
- 国において、加害者の更生のための指導についての「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者更生に関する研究」や加害者更生プログラムの検討、DVをはじめとする女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究等が行われている。
- 島根県においては、これらの国の調査状況等を注視しつつ、DVの再発防止の取組みの参考にする必要はある。
- 加害者にならないために、若年からの啓発が必要である。
- 自らDV行為を改めたいと思っている加害者等の相談対応についても検討していく必要がある。

### 【今後の具体的施策】

#### ①加害者更生等に関する情報収集

- ・国等の状況について情報収集を行い、DVの再発防止のために効果的な実施方法を検討する。

#### ②加害防止のための広報啓発

- ・DV予防のためには、若いときからのDVに対する認識が必要であることから、若年層を対象とした啓発を行う。
- ・DVをDVと気づいていない加害者に対しての意識啓発の方法を検討する。
- ・DV家庭で育つことは子どもにとって心理的虐待であることから、児童虐待の視点からの啓

- 発を行う。 (再掲)
- ③加害者相談のあり方の検討
- ・人権に関する相談窓口の周知を検討する。

### **重点目標 3 若年層への予防啓発**

#### **【現状及び課題】**

- 「男女間における暴力に関する調査」(内閣府 平成20年度)では、20代、30代の女性の5人にひとりが10代、20代で被害体験があると回答してる。
- デートDVも人権侵害であることを、子どもや保護者、教育関係者をはじめ広く県民が学ぶ機会を作ることが必要である。

#### **【今後の具体的施策】**

- ①学校等における教育の充実
  - ・各学校等において、男女共同参画関連機関や女性相談センター等とも連携しながら、人権尊重の態度や、性別に関わりなくあらゆる分野で社会活動ができる意識の育成等、子どもの発達段階に応じた学習活動に取り組み、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図る。特に高校等においては、デートDVについても学習する。 (再掲)
  - ・内閣府作成の予防啓発教材の利用促進を図る。
- ②若年層への意識啓発
  - ・DV予防のためには、若いときからのDVに対する認識が必要であることから、若年層を対象とした啓発を行う。 (再掲)
  - ・ひとりで抱え込むことのないように、相談窓口の周知を行なう。
- ③民間団体等との連携の検討
  - ・民間団体等と連携した若年層への予防啓発にかかる取り組みを検討する。

## 基本目標Ⅱ 適切な相談の実施

DV相談を含む女性相談業務は、松江市にある女性相談センターと大田市にある西部分室、中央を除く各児童相談所、中央児童相談所隠岐相談室で実施している。

警察では、DV相談を含む総合的な相談窓口として警察本部内に警察相談センターを設置し、24時間相談を受け付けているほか、県下各警察署においても同様に相談を受け付けている。

人権啓発推進センター（松江市）及び西部人権啓発推進センター（浜田市）において、DV相談を含む様々な人権問題に対応するための人権相談窓口を設置している。

DVで悩んでいる県民が、安心してこれらの窓口で相談できるようにすることが大切である。

また、相談を受ける場合には、被害者がDVにより心身ともに傷ついていることに十分配慮し、二次的被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）が生じないよう適切な対応が必要である。

### 【数値目標】

目 標 項 目	現 状 値	平成27年度目標
DV対応窓口を明確にしている市町村数	18	全市町村

## 重点目標4 相談担当者（相談員、相談担当職員）の資質向上

### 【現状及び課題】

- 県の女性相談窓口における女性相談員の配置状況は、女性相談センター4名、西部分室2名、各児童相談所（中央（隠岐のみ）、出雲、浜田、益田）5名の計11名であり、これらの窓口には別に女性相談担当職員を11名配置している。
- 女性相談センターが県東部、西部分室が県西部を対象とし、相談への対応のほか、一時保護、各相談窓口への指導助言、広報啓発、関係機関との連携等の業務を行っている。また、各児童相談所（中央児童相談所を除く）は所管区域における相談業務を担い、相談者に対し相談内容に応じた助言、情報提供、施設等関係機関の紹介、一時保護に係る調整等の業務を行っている。
- 配偶者暴力相談支援センターの業務（裁判所提出書面の作成等）は、女性相談センターの職員及び各児童相談所の女性相談員が行っている。
- 相談担当者の役割分担としては、女性相談員は相談者に対する助言、情報提供等を行い、相談担当職員は女性相談員への助言・指導や関係機関との調整等の業務を行っている。
- 相談担当者の資質向上のために、新任研修、専門研修を実施しているほか、全国レベルでの他団体主催の研修に派遣しているが、相談件数が増加するなか複雑・困難な相談も併せて増加しており、これらの相談に適切に対応するため、今後一層、研修の充実に努める必要がある。
- 複雑・困難な相談を受けることによる、相談担当者自身への「二次受傷」（被害者の相談内容から、被害者と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること）や「燃え尽き（バーンアウト）」状態に陥る可能性があることから、相談担当者の精神的ケアに努める必要がある。
- 警察では、相談担当者の資質向上のため、相談担当者を対象とした研修を実施している。

### 【今後の具体的施策】

- ①女性相談担当者、警察相談担当者等に対する研修の充実
  - ・女性相談担当者、警察相談担当者等は、相談に関する技術や各種制度を熟知して被害者に対する適切な助言を行うことが必要であり、専門研修の実施や他団体主催の研修等に計画的に派遣を行い、資質の向上を図る。
  - ・市町村、民間支援団体等の相談員に対しても研修の参加を呼びかけ、資質の向上を図る。
- ②女性相談担当者に対するケア体制の充実
  - ・「二次受傷」や「燃え尽き（バーンアウト）」状態等に陥ることを予防したり、緩和を図るなど

女性相談担当者の心理ケアに配慮する必要があることから、組織全体での業務支援や専門家による精神的ケアを行うとともに、女性相談担当者同士の相談（ピアカウンセリング）を実施する。

## 重点目標5 相談体制の強化

### 【現状及び課題】

- 本県では、女性相談センターを松江市に、西部分室を大田市に設置し、配偶者暴力相談支援センターと位置付けている。その他出雲、浜田、益田児童相談所及び中央児童相談所隠岐相談室でも相談に対応している。
- 女性相談センターに配置されている心理判定員により、被害者の心理的ケアのためのカウンセリングを、女性相談センターで月2回、西部分室で月1回行っている。
- 各相談窓口では、ケースに応じきめ細かい対応をしている。また、出張相談についても適宜対応している。
- 相談への対応は、女性相談センターや児童相談所の窓口で電話や面接によるほか、女性相談員が地域に出かけての巡回相談、弁護士による法律相談等を行っている。
- 相談窓口には、加害者からの照会や威嚇も想定されることから、被害者、同伴する子ども等家族、支援者や各相談窓口職員等の安全確保対策等に十分配慮する必要がある。
- 相談者が外国人や障がい者である場合、きめ細かな対応と適切な支援を行うため、通訳や手話通訳等による情報手段を確保する必要がある。
- 相談窓口の受付は、面接相談は平日の昼間のみ実施し、電話相談は女性相談センターが月曜日から日曜日（ただし、祝日・休日・年末年始を除く）の昼間に、その他の相談窓口は平日の昼間のみ実施している。受付時間外の電話には、緊急連絡先のメッセージを流し、警察等の関係機関と連携して緊急の対応を行っている。
- 警察相談センター及び警察署に女性の相談担当者を配置する等、女性が相談しやすい環境作りに配慮している。
- 自らDV行為を改めたいと思っている加害者等の相談対応についても検討していく必要がある。  
(再掲)

### 【今後の具体的施策】

- ①女性相談センター、児童相談所等の相談体制の充実
  - ・相談内容の複雑化・困難化に対応するため、高度な知識を持ち、より専門的に相談業務を指導する者（スーパーバイザー）による助言や、他の関係機関と支援のための具体的な連携を図るなど組織的な相談体制の充実を図る。
  - ・被害者の心理的ケアのために、女性相談センター及び西部分室において引き続きカウンセリングを行う。
  - ・各相談窓口では被害者の気持ちに寄り添ったていねいな対応を行い、被害者の状況等必要に応じて出張相談を行う。
  - ・女性相談員が地域に出かけての巡回相談、弁護士による法律相談等を行う。
  - ・相談者が外国人や障がい者である場合、通訳や手話通訳等を確保する。
  - ・相談窓口への加害者からの威嚇等が予想される場合、警察と連携し、被害者、同伴する子ども等家族、支援者や相談窓口職員の安全確保を図る。
- ②市町村における女性相談体制の充実
  - ・市町村に対し、配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけるとともに、機能のひとつである相談業務について、相談窓口を設置し明示するよう働きかける。
  - ・被害者の二次的被害を防ぐためにも、上記窓口が、福祉、教育関係等について一元的に相談に応ずることを市町村に働きかける。
  - ・市に対し、女性相談員の配置を働きかける。
  - ・市町村の女性相談窓口において、適切な対応ができるよう関係者用対応の手引きを改定し、引き続き周知する。

- ③加害者相談のあり方の検討（再掲）
- ・人権に関する相談窓口の周知を検討する。

## **重点目標 6 被害者への適切な対応のための研修等の充実**

### **【現状及び課題】**

- 医療関係者に、被害者を発見したときの通報規定について周知する必要がある。
- DV被害者が窓口等で二次的被害を受けることのないよう、職務関係者の研修等を行う必要がある。
  - ※二次的被害：相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により心ない対応を受けることでさらに傷つくことをいう。
- 精神的に不安な状態にあるDV被害者に対し同行支援等きめ細かにサポートする支援者や外国人被害者への通訳者を養成する必要がある。

### **【今後の具体的施策】**

- ①職務関係者への研修の実施等
  - ・被害者の心理的特性に配慮した相談・面接技法の習得研修等、相談担当者、警察相談担当者等を対象とした専門的研修を体系的に実施する。
  - ・市町村や関係機関の職員には、県が実施する研修への参加を呼びかける。
  - ・被害者に接する関係者が、二次的被害を起こすことのないよう関係先に働きかけを行う。
  - ・学校現場における適切な対応を確保するため、DVへの理解を促進する研修を行う。
- ②関係者用対応の手引きの改定
  - ・職務関係者による二次的被害防止のため、関係者用対応の手引きを改定し、引き続き周知する。
- ③通報等についての医療関係者への周知
  - ・医療関係者に対し、医師会等と連携して、通報等に係る法の規定の周知を図る。
- ④DV支援ボランティアへの研修機会の提供
  - ・被害者に対し支援を行う民間ボランティアや、在住外国人のための、通訳ボランティアに、県が実施する専門的研修への参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上のための機会を提供する。

### 基本目標Ⅲ 被害者の緊急かつ安全な保護の実施

被害者及び同伴する家族の一時保護は、女性相談センターが自らまたは委託により実施している。一時保護委託先は、県内外に7箇所である。

一時保護は、自らが新たな住居を確保したり、他の施設等の利用等が始まるまでの間や指導、援助を行うために必要な最低限の期間とされているが、入所者の状況等により、弾力的な運用を行っている。

一時保護所への移送は、庁用車等により女性相談センター等の職員が行っているが、被害者に対する生命又は身体に危険が及びおそれがある場合には、更に警察の同行等によって安全を確保しながら行っている。

#### 【数値目標】

目 標 項 目	現 状 値	平成27年度目標
一時保護委託契約先数	7	8

### 重点目標7 移送体制の充実

#### 【現状及び課題】

- 一時保護を行う場合は、相談窓口から一時保護所まで、引き続き、関係機関との連携のもとに、被害者の安全に配慮した移送方法を確保していくことが必要である。
- 離島や遠隔地である等の理由により直ちに一時保護所への移送が困難な被害者については、緊急対応として、民間の宿泊施設を提供している。
- 休日・夜間で、緊急保護が必要となる場合は、関係機関が連携し安全な移送を行っている。

#### 【今後の具体的施策】

##### ①被害者の安全な移送の実施

- ・安全で安定的な移送手段を確保するとともに、移送中の被害者の精神的安定に配慮する。
- ・直ちに一時保護所への入所が困難な被害者のために民間宿泊施設の提供（配偶者暴力被害者緊急避難支援事業）を行っているが、宿泊施設の職員に対して、適切な対応を要請し、被害者に配慮した保護に努める。
- ・休日・夜間、緊急保護が必要となる場合は、安全な移送が実施できるよう、関係機関が連携し休日・夜間の移送体制を確保する。

### 重点目標8 一時保護体制の充実

#### 【現状及び課題】

- 一時保護に当たっては、入所者の心身の健康状態等を踏まえ、安心して安全な生活が送られるよう努めているが、入所者の状態に応じた適切な処遇ができるよう、今後とも職員の資質向上を図っていく必要がある。
- 被害者が子どもを同伴している場合、その子どもは被虐待児であるという認識のもと、児童相談所と連携しながら同伴児の心理的ケアにも配慮する必要がある。
- 一時保護委託先における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給や被害者の人権への配慮等委託先での適切な保護ができるよう、県が行う研修等への参加を勧めている。
- 一時保護所入所者が外国人や障がい者である場合、通訳や手話通訳等による情報手段の確保に努めているが、言語によっては島根県内の在留外国人数が少ないなどからその確保が困難である。

- 被害者が男性である場合も想定されるため、一時保護の方法についても対応を検討する必要があるが、今後も被害者の多様な状況に対応できるよう、委託先の拡充を図る必要がある。
- 法の対象外である親、兄弟、恋人等からの暴力被害者についても、被害者と同様一時保護委託ができるよう、県単独で委託対象としている。
- 一時保護委託先は、県内外に7カ所確保しているが、被害者の多様な状況に応じた適切な保護ができるよう、委託先の拡充を引き続き図る必要がある。

### 【今後の具体的施策】

- ①一時保護体制の充実
  - ・入所者の心身の状態に応じた嘱託医による医学的ケアや、心理判定員による心理的ケアを行う。
  - ・被害者の多様な状況に対応した適切な保護ができるよう、一時保護委託を行うとともに、委託先の拡充に努める。
  - ・一時保護委託先での適切な保護のために、委託先に対し県が実施する女性相談員研修等の参加を呼びかけ、相談・支援技術の向上の機会を提供する。
  - ・法の対象外である親、兄弟、恋人等からの暴力被害者についても、DV被害者と同様一時保護委託を行う。
  - ・一時保護が必要な男性のDV被害者は、一時保護委託や民間宿泊施設の活用（配偶者暴力被害者緊急避難支援事業）により、適切な保護を行う。
- ②同伴児への支援体制の充実
  - ・女性相談センターと児童相談所との連携を強化し、同伴児に対する心理的ケアを充実し、子どもの状況に応じた適切な保護に努める。
  - ・一時保護所の限られた空間での心理的な圧迫感からくる子どものストレスの軽減を図るため、一時保護所の遊び場について配慮する。

## 重点目標 9 一時保護所退所後の施設における保護

### 【現状及び課題】

- 一時保護所退所後、引き続き婦人保護施設での保護が必要な場合、本県は同施設を平成10年度末で廃止しているため、県外の施設に移送しているが、被害者の一時保護が増加している中で、県内での長期保護のあり方が課題となってきている。
- また、他の社会福祉施設の利用等が適切である場合には、市町村等と連携して対応している。
- 一時保護所退所後も保護が必要な被害者に対する支援について、多角的な検討を行う必要がある。

### 【今後の具体的施策】

- ①長期保護が必要な被害者に係る検討
  - ・一時保護所退所後も自立に向けた施設における支援が必要な被害者について、ニーズに即した支援のあり方を検討する。
- ②市町村等との連携強化
  - ・母子生活支援施設等の社会福祉施設への入所にあたっては、市町村等との連携を強化し、迅速かつ円滑にできるよう努める。
- ③母子生活支援施設等社会福祉施設での支援の充実
  - ・県内の母子生活支援施設を初めとする社会福祉施設職員がDVについての理解を深め、入所者の処遇の充実が図られるよう、県が行う女性相談員研修等への参加を呼びかける。

## **重点目標 10 保護命令に対する適切な対応**

### **【現状及び課題】**

- 女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけており、保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡等を行っているが、一層の制度周知に努める必要がある。
- 警察では、保護命令が発令された場合は、被害者との連携を密にし対応措置を教示する一方、加害者に対しては、被害者への危害防止のための措置として保護命令を遵守するよう指導警告するとともに、具体的な事案発生時には検挙措置を講じている。
- 子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、教育委員会や学校、保育所等における適切な対応も必要となる。
- 保護命令発令以後の被害者の安全確保については、各関係機関が連携し適切な対応をする必要がある。

### **【今後の具体的施策】**

- ①被害者に対する適切な情報提供、対応の実施
- ・被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう、情報提供や助言などの支援を行う。
  - ・保護命令が発せられた場合は、学校において適切な対応が行われるよう、教育委員会等と連携し、学校に対して指導・助言等を行う。
  - ・また、保育所等においても、同様に適切な対応が行われるよう、市町村を通して制度の周知を図る。
  - ・保護命令が発令された被害者及び親族等の安全確保について、具体的対応ができるよう相談窓口と警察等関係機関間の連携を図る。

## 基本目標Ⅳ 被害者の自立支援

被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、就業の促進、住宅の確保のほか様々な支援制度の活用等が必要であり、このような制度の情報収集や関係機関との連携が適切に行われる必要がある。

### 【数値目標】

目標項目	現状値	平成27年度目標
公営住宅入居に関する優先入居を実施している市町村数	11	16

### 重点目標 1 1 自立支援の充実

#### 【現状及び課題】

- 被害者の状況は、暴力の種類や程度、家庭環境、経済状況等様々であり、個別の状況に応じた長期に渡るきめ細かなサポートや被害者のニーズに応じた柔軟かつ機動的な対応が必要である。
- 就職時やアパート等を賃借する際に女性相談センターの所長等が保証人となることのできる、身元保証人確保対策事業が実施されており、当該事業の周知と適切な運用を図る必要がある。
- 被害者は十分な金銭等を所持せず、保護される場合が多く、自立に当たっても資金面で困窮しているケースが多いことから、自立支援金貸付制度による支援を行っている。
- また、一時保護所退所後等、直ちに民間のアパート等を借用できない事例もあることから、自立のための住居の確保が困難な被害者へステップハウスを提供している。
- 女性相談センターでは、住民基本台帳の閲覧制限等の措置の教示を行ったり、医療保険等について事案に応じた情報提供を行っている。
- 島根県の県営住宅においては、DV被害者を優先入居の対象としている。県内の市町村営住宅についても同様の取り扱いを働きかける必要がある。
- 職業訓練施設においては、被害者の自立支援のために適切な助言や指導を行い、効果的な職業訓練が受講できるよう努めるとともに、国の機関である公共職業安定所等と連携し、被害者の就業に向けた支援を行うなどの就労支援を行う必要がある。
- 教育委員会や学校等においては、被害者の子どもに対する学校内での安全の確保や心理面での配慮等を行う必要がある。
- 警察では、住民基本台帳の閲覧制限等の措置の教示や、警察施設での交渉（第三者同伴の下）等警察本部長又は警察署長の援助により被害者支援対策を強化している。
- 外国人については、言葉や文化の違いから就労が困難であるなど、自立のための課題が多く支援の充実が必要である。

#### 【今後の具体的施策】

- ①被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施
  - ・女性相談センター等の相談窓口においては、自立支援に係る情報提供や助言を行うため、常に最新の情報収集を行い、被害者に対する適切な支援に努める。
  - ・被害者のニーズに応じた、嘱託医による医療的ケアや心理判定員による心理的ケアを行う。
- ②ステップハウスによる適切な支援
  - ・一時保護所退所後住宅確保が困難な被害者及び相談窓口で住居の確保の相談があり確保困難な被害者に対し、自立のための中間的な施設であるステップハウスを提供し、被害者の多様なニーズに対応したきめ細やかな支援を行う。また、入居者に対し生活指導及び必要な支援を行う。
- ③自立支援金貸付制度による支援の充実
  - ・DV被害者自立支援金貸付制度の活用を図り、申請期間を一時保護所退所後6月以内と設定し資金のない被害者が経済的自立を図りやすいよう支援する。
- ④福祉制度を活用した支援の充実

- ・生活保護制度や母子・寡婦福祉資金、生活福祉資金等の円滑な活用が図られるよう関係機関との連携を強化する。

⑥住宅確保に係る支援の充実

- ・県営住宅の随時募集において、DV被害者を優先入居対象者とする。
- ・市町村営住宅の優先入居について、市町村に対して積極的に働きかける。
- ・民間賃貸住宅の入居に際し保証人が確保されない場合は、民間の家賃債務保証会社等に関する情報を被害者に提供できるよう努める。また、身元保証人確保対策事業の制度内容の周知に努め、その適切な運用を図る。

⑥就業支援の充実

- ・公共職業安定所において、被害者に配慮した対応がなされるよう、島根労働局や公共職業安定所との連携を強化する。
- ・職業訓練施設において、被害者に配慮した職業訓練を行う。
- ・就業相談、就業支援講習会及び無料職業紹介の利用を進めるとともに、母子自立支援プログラム策定事業を活用し、ハローワークとの連携のもときめ細かな支援を実施する。

⑦子どもに対する支援の充実

- ・学校において被害者やその子どもに適切な対応ができるよう、関係者用対応の手引きを改定し周知する。
- ・区域（市町村）外就学に係る弾力的な受け入れを行う。
- ・学校における子どもに対する心のケアの実施や安全の確保、守秘義務の徹底に努める。
- ・保育所への入所及び放課後児童クラブ等の利用を弾力的・優先的に行うよう、市町村に働きかける。

⑧関係機関への働きかけ

- ・被害者の自立支援には福祉事務所の果たす役割が大きいことから、生活保護担当者研修等を通じ、被害者への適切な保護の実施を行うよう働きかける。

⑨外国人に対する支援策の充実

- ・外国人について、就労差別等の人権問題が発生しないよう、人権啓発フェスティバルや人権週間の広報等を通じて人権を尊重する啓発を行う。
- ・在住外国人の情報伝達手段の確保のため、通訳ボランティアを育成するとともに、各機関が行うDV関係の研修への参加のための情報提供を行う。

## 基本目標V 関係団体との連携等

DV被害者にきめ細かに対応するためには、国及び地方公共団体だけでなく、民間団体や関係機関と緊密に連携し、効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

### 【数値目標】

目標項目	現状値	平成27年度目標
DV基本計画策定を行っている市町村数 (男女共同参画計画盛込を含む)	7	全市町村

## 重点目標12 民間シェルター・NPO等民間団体への支援・連携強化

### 【現状及び課題】

- 民間団体の職員に対する女性相談員研修への参加の呼びかけ、各種の情報提供等を行っている。
- 地域において被害者に対するきめ細かな支援を行う民間団体の役割は非常に大きいことから、連携を強化し引き続き支援を行うとともに、新たな支援団体の設立に向けて気運を醸成する必要がある。
- 民間との協働によりステップハウスの運営を行っている。
- 加害者と離れ地域の中で新たな生活を始めた被害者同士が、互いに共感しながら支え合う自助グループが、自主的な活動ができるよう支援する必要がある。

### 【今後の具体的施策】

- ①民間団体の育成等
  - ・被害者に対する支援活動を行う民間団体の職員が適切な支援を行えるように女性相談員研修等への参加を呼びかけたり、各種情報提供や協働での被害者支援など連携を図る。また新たな民間団体の育成に努める。
- ②NPO等民間団体との協働による事業実施
  - ・被害者の状況に適した一時保護委託先の拡充に努める。
  - ・ステップハウスの運営についても民間との協働により実施する。
  - ・女性相談員等の研修の企画を民間支援団体と連携して実施する。
- ③被害者同士が互いに共感しながら支え合う自助グループへの支援
  - ・被害者同士が互いに共感しながら支え合う自助グループが自主的な活動ができるよう、必要に応じて支援する。

## 重点目標13 関係機関との連携

### 【現状及び課題】

- 被害者の保護及び自立支援を効果的に行うためには、関係機関相互の連携強化が必要であり、「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」を設置している。(構成機関：警察、弁護士会、医師会、法務局人権擁護課、教育委員会、児童相談所、民生児童委員協議会、市町村等)
- 直接被害者支援に携わる地域レベルの関係機関の連携を強化するために、県内7圏域において、「各圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会」を設置して各関係機関のそれぞれの役割について理解を深めている。また、連絡会に、関係機関によるケース会議において、情報共有等を行い、連携を図っている。
- 個々の被害者の支援には、市町村や関係機関、団体等との連携が不可欠であることから、関係機関共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

○被害者が65歳以上の高齢者の場合は、地域包括支援センターとの連携が必要である。  
※地域包括支援センター：高齢者に関する医療や介護、福祉の身近な相談窓口として市町村に設置されており、DVを含めた総合的な情報提供や関係機関との連絡調整を行っている。

### 【今後の具体的施策】

- ①女性に対する暴力対策関係機関連絡会の充実
  - ・被害者に対し適切な対応が実施できるよう、全県及び各圏域の連絡会において、関係機関の連携強化を図り、具体的な問題の検討等を行う。また、構成団体については随時見直しを行う。
  - ・各圏域の連絡会では事例ごとに関係する機関が必要に応じ検討会を開催し、迅速かつ適切な保護と早期の自立を支援する。
- ②市町村、関係機関等との連携強化
  - ・被害者の迅速かつ適切な支援のためには、女性相談センター・児童相談所と市町村や関係機関等との連携が不可欠であることから、更なる連携の強化に努める。
- ③市町村に対する働きかけの強化
  - ・市町村に対し、DV対策基本計画の策定を積極的に働きかける。(再掲)
  - ・市町村に対し、配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけるとともに、機能のひとつである相談業務について、相談窓口を設置し明示するよう働きかける。(再掲)
  - ・被害者の二次的被害を防ぐためにも、上記窓口が、福祉、教育関係等について一元的に相談に応ずることを市町村に働きかける。(再掲)
  - ・また、その機能運営のため、庁内連絡会の設置を働きかける。
  - ・集計方法の統一化を図り、市町村の窓口における相談状況を把握し、県全体の状況を踏まえて、効果的な施策の実施を図る。
  - ・DVの防止及び自立支援を含めた適切な保護は地方公共団体の責務であることから、市町村の一般行政職員の人権・DVに関する意識を高める研修の実施を働きかける。
- ④その他の関係機関との連携強化
  - ・被害者が不法滞在外国人である場合も想定されることから、被害者保護のため地方入国管理局等関係機関との連携を図りつつ、事案に応じ被害者に対し適切な対応を取ることが必要である。
- ⑤他の都道府県との連携強化
  - ・都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、広域的支援が円滑に行えるよう、保護の実施責任の明確化等具体的な対応について他の都道府県との協議を進める。

## 重点目標 1 4 苦情処理体制の確立

### 【現状及び課題】

- 女性相談センター等女性相談窓口での、利用者からの苦情に対応するために苦情処理体制を整備し、処理結果についてはホームページで公表している。
- 被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、円滑・円満な解決や信頼性、適正性の確保を図るよう努めることが重要である。
- 警察では既に苦情処理体制を確立しており、苦情の処理結果を原則として全て苦情申出者に通知することとしている。

### 【今後の具体的施策】

- ①苦情に関する業務改善に向けた対応
  - ・女性相談センター等においては、受け付けた苦情の適切かつ迅速な処理を行うとともに、業務の改善に努める。
- ②苦情処理制度の周知
  - ・相談者に対し、苦情処理制度の周知を図る。
- ③関係機関への働きかけ
  - ・市町村等関係機関に対しても苦情処理体制の確立を働きかける。

## 第5章 計画の推進

### 1. 全庁的な推進

DV対策は、関係部局がそれぞれ担当するDV被害者支援に係る施策を積極的に実施する必要があることから、「政策企画会議」「政策調整会議」「DV対策推進会議」等において、県の総合的な施策の推進を図る。

### 2. 関係機関、民間団体との連携強化

法において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされている。また、民間団体についてもDV被害者支援に大きな役割を果たしていることから、計画の推進に当たっては、これらの機関等との連携強化に努める。

### 3. 計画の進行管理

計画策定後は、DV対策施策担当課等で構成する「DV対策推進会議」を設置し、この会議において毎年度DVの実情とこれに対する対応及び施策の実施状況を把握するとともに、「男女共同参画審議会」、「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」においてその状況を検証し、計画期間内であっても状況の変化に応じて必要な見直しを図る。

#### 【進行管理フロー図】

